

わかりやすい！「高齢者雇用」の全体像と今後の進め方

この4月1日から「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、企業は定年後も希望者全員を65歳まで雇用することが義務づけられます。これを機会に高齢者雇用に関する関心が、経営者、人事担当者等の間で高まってきております。北海道中小企業診断士旭川会では、これらのニーズにお応えし、さらには、地域経済の発展を支援させて頂くことを目的とし、以下の視点でセミナーを開催いたします。

高齢者雇用に先進的に取り組んでいる企業の事例（旭川市内の企業も紹介いたします）、高齢者雇用の目指す姿、改正高年齢法の概要（最新情報を紹介いたします）、そのために準備しておくポイント
経営相談会； 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、行政書士、技術士、および金融機関業務経験者が、経営全般について、多様なご相談にお応えいたします。

多くの方のご参加をお待ちしております。

対 象：経営者、人事担当幹部・スタッフ

日 時：平成25年2月16日（土）13：30～17：00

場 所：中小企業大学校 視聴覚室（旭川市緑が丘東3条2丁目2-1）

受講料：無 料

定 員：30名

講 師：小野経営研究所 代表 小野 司（中小企業診断士・技術士（経営工学））

加藤経営労務事務所 代表 加藤高正（社会保険労務士・中小企業診断士）

内 容：13：30～16：00 セミナー

- ・高齢者雇用の先進的事例の紹介、高齢者雇用の課題・効果、および目指す姿についてなど
- ・改正高年齢法の概要と最新情報など

16：00～17：00 経営相談会（希望者・要予約）

申 込：申込記入欄にご記入の上、ファクス（0166-35-5618）でお申し込みください。

経営相談会での相談を希望される方は、その旨明記してください。

問合先：0166-35-5255（金谷博光中小企業診断士事務所）

主 催：北海道中小企業診断士会旭川会

共 催：旭川商工会議所・北海道労働保険事務組合連合会旭川地区協議会

後 援：北海道上川総合振興局・旭川市・北海道中小企業団体中央会上川支部・旭川産業創造プラザ



企業労務セミナー 申込記入欄 送信先 FAX 0166-35-5618

氏 名		電話番号	
会社名・役職		住所	
メール アドレス		経営相談会 (でお囲み下さい)	希望する(分野：経営革新、労務面、財務面、その他) 希望しない